

証券コード 2978

2026年10月9日

(電子提供措置の開始日 2026年10月5日)

株 主 各 位

東京都渋谷区恵比寿四丁目3番地14号

株 式 会 社 ツ ク ル バ

代表取締役CEO 野 村 駿 太 郎

第15期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第15期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://tsukuruba.com/>

(上記ウェブサイトにアクセスの上、「IR」から「株式情報」をご選択いただき、ご確認ください。)

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載していますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記ウェブサイトにアクセスの上、「銘柄名（会社名）」に「ツクルバ」又は「コード」に当社証券コード「2978」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

敬 具

記

1. 日 時 2026年10月27日（火曜日）午前11時
2. 場 所 東京都渋谷区恵比寿四丁目3番14号 恵比寿SSビル3階
※前回と開始時刻・会場が異なりますのでご注意ください。

3. 目的事項

報告事項

1. 第15期（2025年8月1日から2026年7月31日まで）事業報告及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第15期（2025年8月1日から2026年7月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- | | |
|-------|----------------------------|
| 第1号議案 | 資本金及び資本準備金の額の減少の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件 |
| 第3号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |

4. 議決権行使についてのご案内

（1）書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2026年10月26日（月曜日）午後7時までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

（2）インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、次頁の「議決権行使方法のご案内」をご高覧の上、2026年10月26日（月曜日）午後7時までに行使してください。

以 上

~~~~~  
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りしております。ただし、法令及び当社定款の定めに基づき、事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制」及び「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」を除いております。

従って、今回株主様に交付する書面は、会計監査人及び監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした書類の一部となります。

# 議決権行使方法のご案内

---

## 当日ご出席されない場合



### ○書面によるご行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

**行使期限 2026年10月26日（月曜日）午後7時必着**



### ○「スマート行使」によるご行使

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。詳細につきましては次頁をご覧ください。

**行使期限 2026年10月26日（月曜日）午後7時まで**



### ○インターネットによるご行使

当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスしていただき、画面の案内に従って、賛否をご送信ください。詳細につきましては次頁をご覧ください。

**行使期限 2026年10月26日（月曜日）午後7時まで**

---

## 当日ご出席される場合



### ○株主総会への出席

当日、同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。

**株主総会日時 2026年10月27日（火曜日）午前11時開催**

※書面による議決権行使とインターネット（「スマート行使」を含む）による議決権行使が重複して為された場合は、到着日時を問わず、インターネット（「スマート行使」を含む）によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

※インターネット（「スマート行使」を含む）による議決権行使が複数回為された場合には、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

## 「スマート行使」によるご行使について

- ①スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

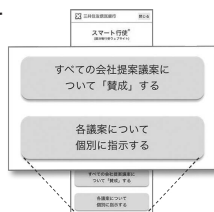


同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンがタブレット端末で読み取ります。

※QRコード<sup>®</sup>は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。



- ②以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが以下のPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、下記の議決権行使ウェブサイトへアクセスできます。

## インターネットによるご行使について

お手元の議決権行使書用紙の、所有株式数が印字されている面の左下に記載されている「議決権行使コード」及び「パスワード」をご用意のうえ、アクセスをお願いいたします。

- ①議決権行使ウェブサイトへアクセスする

<https://www.web54.net>



- ②ログインする

同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」をご入力ください。



議決権行使コード

- ③パスワードを入力する

同封の議決権行使書用紙に記載の「初期パスワード」をご入力ください。



実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください。  
「登録」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金は株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 午前9時～午後9時)

## 事前質問方法のご案内

本株主総会における目的事項に関するご質問について、事前受付を予定しておりますのでご活用ください。

**※事前質問をご利用いただく場合は、本頁の注意事項を必ずご一読ください。**

### ・事前質問方法

下記接続先のURLを入力いただくか、右図の二次元コードを読み込み質問受付サイトにアクセスしていただき、報告事項及び決議事項に関する質問内容をご送信ください。

接続先：

[https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLScR8oJ8xKYR  
apPjgMp4j9vE491AR08xRx0Ymq4AXPU0nsr5TQ/viewform](https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLScR8oJ8xKYR<br/>apPjgMp4j9vE491AR08xRx0Ymq4AXPU0nsr5TQ/viewform)



【受付期間】2026年10月9日（金）～2026年10月21日（水）午後7時

### 注意事項

- ・受付期間終了後に送信いただいたご質問にはお答えできかねます。
- ・いただいたご質問のうち、株主の皆様のご関心が高い事項につきましては、議長の判断により、株主総会当日に説明させていただきます。株主総会の進行上の都合やご質問内容により、全てのご質問にお答えできない場合がございます。

# 事業報告

(2025年8月1日から  
2026年7月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度においては、景気は企業収益や雇用・所得環境を中心として堅調さを継続しました。先行きとしては、企業・消費者心理が改善する中で緩やかな回復の継続が期待される一方で、急速な物価上昇の継続が、購買力の低下や消費者心理の悪化を通じて個人消費に影響を及ぼし、景気が下振れするリスクには留意が必要です。また、金融資本市場の変動等の影響に引き続き注意する必要があります。

当社グループがターゲットとする中古マンション市場は、新築マンション価格の高止まりを背景とした中古マンション流通の拡大や、リノベーションに対する顧客認知の高まりなどを受け、中長期的には拡大基調にあります。首都圏中古マンション市場において、当社の当連結会計年度に対応する期間（2025年8月から2026年7月までの12ヶ月間）の成約件数は48,736件となり、前年同期比で12.7%増加しました。

一方、当社の第4四半期連結会計期間に対応する期間（2026年5月から2026年7月までの3ヶ月間）の成約件数は11,588件となり、前年同期比で4.4%減少しました。2026年7月度の成約㎡単価は84.17万円（前年同月比1.5%減）、成約価格は5,267万円（同0.7%減）となり、いずれも前年同月を下回りました。また、在庫件数は47,151件（同5.5%増）となり、前年同月を上回りました。

このような経済環境のもと、当社グループは、営業活動などにおける生産性向上に注力しながら、主力サービスである中古・リノベーション住宅の流通プラットフォーム「cowcamo（カウカモ）」のマーケティング活動を強化することで、事業規模の拡大を推進してまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は11,310,952千円（前年同期比39.7%増）、営業利益は169,866千円（前年同期比38.1%減）、経常利益は38,164千円（前年同期比80.9%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は127,429千円（前年同期比19.5%増）となりました。

### (2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は121,106千円であります。

その主なものはcowcamo（カウカモ）事業で使用するショールームの内装工事47,717千円、本社オフィスの内装工事28,720千円等であります。

### (3) 資金調達の状況

2026年2月に金融機関より運転資金として長期借入金150,000千円の資金調達を行いました。

2026年2月に第三者割当による自己株式の処分を実施し、98,334千円の資金調達を行いました。

2026年4月に第三者割当による新株式の発行を実施し、135,813千円の資金調達を行いました。

### (4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

### (5) 対処すべき課題

当社グループの対処すべき課題としましては、既存事業の拡大、収益性の向上及び中長期的な成長に資する体制整備が重要であると認識しており、特に下記を重要課題として取り組んでおります。

#### 1 サービスの知名度向上

当社グループは、テレビや新聞、雑誌、ラジオ等のマスメディア向けの広告や屋外・交通広告は実施しておらず、これまで培ってきたデジタルマーケティングのノウハウを活用することにより、ユーザー、会員を獲得してまいりました。

一方で、当面の対象市場としている首都圏の中古マンション流通市場の規模は8兆円(注)と広大であり、特にリノベーションマンション市場は今後も堅調に拡大していくものと想定します。このため、今後のユーザー、会員獲得においては、より広範な認知の獲得が重要であると認識しており、今後はこれまで構築してきたデジタルマーケティングの効率改善と並行し、費用対効果を慎重に検討した上で、その他フォーマットの広告宣伝活動も検討してまいります。

(注) 公益財団法人東日本不動産流通機構「年報マーケットウォッチ2024年度」、公益財団法人不動産流通推進センター「2025不動産業統計集(3月期改訂)3不動産流通」、リフォーム産業新聞社「中古住宅リノベ市場データブック2022-2023」から当社推計

## 2 エージェントサービスのオペレーションの高度化・効率化

当社グループは、これまでに開発してきた業務管理システム、蓄積してきたノウハウにより、エージェントサービスの生産性向上とサービス品質の両立に取り組んでまいりました。

しかしながら、今後の事業成長のためにはさらなるユーザー数の増加が必要であり、恒常的な収益性の向上を実現するためには、引き続きオペレーションの高度化・効率化が重要であると考えております。そのため、蓄積された顧客データ・業務データのさらなる活用、業務の自動化等の施策を実施してまいります。

## 3 事業開発の強化

当社グループは、早期の事業拡大のために適切な外部事業者との連携が重要であると考えております。そのため、取引先事業者との関係を強化し、事業開発の推進を図ってまいります。

## 4 技術開発体制の強化

当社グループ事業においては、技術革新のスピードは非常に早く、類似のサービスや競合の参入が予測されるため、新規サービスの展開スピードを速めるべく、エンジニアの採用・チーム体制の整備を通じて開発体制を強化してまいります。

## 5 組織体制の強化

当社グループは、事業規模の拡大及び成長のためには、専門性を有する人材の採用、社員の育成及び社員への企業理念・経営方針の伝達が重要な課題と考えております。当社グループは社内研修の強化、福利厚生の充実を図っていくとともに、志望者を惹きつけるような事業を展開していくことで、優秀な人材の採用強化に取り組んでまいります。また、社員に対して経営ビジョン・ミッションを踏まえた当社グループの経験とノウハウに基づく研修を計画的に実施していくことで、社員の育成及び企業理念・経営方針の伝達を行ってまいります。

## 6 情報管理体制の強化

当社グループは、社内の情報管理体制を整備し、情報管理の徹底を図っておりますが、個人情報等の機密情報につきましては、社内規程の厳格な運用、定期的な社内教育の実施、情報セキュリティマネジメントシステムの整備等により、今後も引き続き、情報管理体制の強化を図ってまいります。

## 7 内部統制の強化

当社グループ事業が継続的に成長し、顧客に安定したサービスを提供し続けていくためには、継続的な内部統制の整備、強化に取り組んでいくことが重要であると考えております。当社グループは、組織が健全かつ効果的に運営されるように、内部統制の実効性を高めるための環境を整備し、コーポレート・ガバナンスを充実していくことにより、内部統制の整備、強化を行っていく方針であります。

## (6) 財産及び損益の状況の推移

### 1 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                      | 第 12 期<br>(2023年7月期) | 第 13 期<br>(2024年7月期) | 第 14 期<br>(2025年7月期) | 第 15 期<br>(当連結会計年度)<br>(2026年7月期) |
|--------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------------------|
| 売上高 (千円)                 | —                    | 5,483,091            | 8,099,031            | 11,310,952                        |
| 経常利益 (千円)                | —                    | 114,088              | 199,747              | 38,164                            |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益 (千円) | —                    | 215,658              | 106,639              | 127,429                           |
| 1株当たり当期純利益 (円)           | —                    | 18円42銭               | 9円38銭                | 10円99銭                            |
| 総資産 (千円)                 | —                    | 4,221,550            | 6,141,447            | 6,210,082                         |
| 純資産 (千円)                 | —                    | 1,800,203            | 1,931,700            | 2,193,258                         |
| 1株当たり純資産額 (円)            | —                    | 84円00銭               | 94円85銭               | 122円49銭                           |

(注) 1. 第13期より連結計算書類を作成しているため、第12期の各数値については記載しておりません。

- 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式数により算出しております。なお、発行済株式数は、自己株式を控除した株式数によっております。

## 2 当社の財産及び損益の状況

| 区 分                                 | 第 12 期<br>(2023年7月期) | 第 13 期<br>(2024年7月期) | 第 14 期<br>(2025年7月期) | 第 15 期<br>(当事業年度)<br>(2026年7月期) |
|-------------------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------------------|
| 売 上 高 (千円)                          | 4,152,638            | 4,682,998            | 4,676,304            | 4,050,032                       |
| 経 常 利 益 又 は<br>経 常 損 失 (△) (千円)     | △150,798             | 73,975               | △36,548              | 152,906                         |
| 当 期 純 利 益 又 は<br>当 期 純 損 失 (△) (千円) | △165,523             | 186,527              | △49,376              | 254,812                         |
| 1株当たり当期純利益又は<br>1株当たり当期純損失 (△) (円)  | △14円83銭              | 15円85銭               | △4円34銭               | 21円98銭                          |
| 総 資 産 (千円)                          | 3,064,344            | 4,498,690            | 4,106,780            | 3,596,403                       |
| 純 資 産 (千円)                          | 1,512,577            | 1,764,142            | 1,739,623            | 2,128,564                       |
| 1株当たり純資産額 (円)                       | 60円82銭               | 80円82銭               | 77円97銭               | 117円06銭                         |

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式数により算出しております。なお、発行済株式数は、自己株式を控除した株式数によっております。

## (7) 重要な親会社及び子会社の状況

### 1 親会社との関係

該当事項はありません。

### 2 子会社の状況

| 会 社 名       | 資 本 金    | 当社の出資比率 | 主要な事業内容             |
|-------------|----------|---------|---------------------|
| 株式会社ツクルボックス | 92,000千円 | 100%    | 不動産の売買、仲介、斡旋、賃貸及び管理 |
| 株式会社カウカモ工務店 | 50,000千円 | 100%    | リノベーション工事の設計・施工     |

(注) 株式会社カウカモ工務店は、2025年11月10日に設立しております。

## (8) 主要な事業内容

| 事 業               | 事 業 内 容                                                                      |
|-------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| cowcamo (カウカモ) 事業 | 主に中古・リノベーション住宅のオンライン流通プラットフォーム「cowcamo (カウカモ)」の運営を通じた、中古・リノベーション住宅の仲介サービスの提供 |

## (9) 主要な営業所

| 名 称 | 所 在 地  |
|-----|--------|
| 本社  | 東京都渋谷区 |

(10) 従業員の状況

| 従業員数 | 前連結会計年度末比増減 | 平均年齢    | 平均勤続年 |
|------|-------------|---------|-------|
| 289名 | 54名増        | 31歳10ヶ月 | 2年6ヶ月 |

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(68名)は含んでおりません。

(11) 主要な借入先及び借入額

| 借入先          | 借入額          |
|--------------|--------------|
| 株式会社三菱UFJ銀行  | 1,157,502 千円 |
| 株式会社北國銀行     | 716,508      |
| 株式会社商工組合中央金庫 | 304,370      |
| 株式会社北陸銀行     | 273,200      |
| 株式会社山陰合同銀行   | 118,750      |
| 株式会社りそな銀行    | 116,930      |
| 株式会社千葉銀行     | 100,000      |

## 2. 会社の株式に関する事項

### (1) 発行可能株式総数

|        |             |
|--------|-------------|
| 普通株式   | 35,186,100株 |
| A種種類株式 | 700株        |

### (2) 発行済株式の総数

|        |                              |
|--------|------------------------------|
| 普通株式   | 12,058,200株（自己株式128,709株を含む） |
| A種種類株式 | 700株                         |

### (3) 株主数

|        |        |
|--------|--------|
| 普通株式   | 1,932名 |
| A種種類株式 | 1名     |

### (4) 大株主（上位10名）

| 株 主 名                | 持株数(株)<br>(全て普通株式) | 持株比率(%)<br>(四捨五入) |
|----------------------|--------------------|-------------------|
| 村上浩輝                 | 2,205,700          | 18.49             |
| 株式会社PKSHA Technology | 1,215,100          | 10.19             |
| 株式会社エイチ              | 1,167,500          | 9.79              |
| 株式会社ワングローブキャピタル      | 893,500            | 7.49              |
| 株式会社日本カストディ銀行（信託口）   | 813,200            | 6.82              |
| 竹内真                  | 710,800            | 5.96              |
| 合同会社エム               | 495,500            | 4.15              |
| 中村真広                 | 350,000            | 2.93              |
| イーストベンチャーズ投資事業有限責任組合 | 350,000            | 2.93              |
| 楽天証券株式会社共有口          | 256,000            | 2.15              |

(注) 1. 上記のほか、普通株式の自己株式128,709株があります。

2. 持株比率は当社所有自己株式（128,709株）を控除して計算しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役の氏名等

| 氏 名       | 地位及び担当         | 重要な兼職の状況                                                                                                         |
|-----------|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 野 村 駿 太 郎 | 代表取締役CEO       | 株式会社ツクルバックス代表取締役                                                                                                 |
| 北 原 寛 司   | 取締役CSO         | -                                                                                                                |
| 竹 内 真     | 取締役            | 株式会社メドレー取締役<br>トグルホールディングス株式会社社外取締役<br>株式会社カウカモ工務店代表取締役<br>株式会社K.M Design Studio代表取締役<br>株式会社ベネッセスタイルケアグループ社外取締役 |
| 小 林 賢 治   | 取締役            | シニフィアン株式会社代表取締役<br>ラクスル株式会社社外取締役<br>株式会社gumi社外取締役（監査等委員）                                                         |
| 福 島 良 典   | 取締役            | 株式会社LayerX代表取締役CEO                                                                                               |
| 西 浦 千 栄 子 | 取締役<br>常勤監査等委員 | 西浦公認会計士事務所代表<br>S&Nパートナーズ法律会計事務所顧問<br>株式会社NSD社外監査役<br>株式会社ツクルバックス監査役<br>株式会社カウカモ工務店監査役                           |
| 石 本 忠 次   | 取締役<br>監査等委員   | 株式会社メンターキャピタルホールディングス代表取締役<br>ユナイテッド株式会社社外取締役<br>ビジョナル株式会社社外取締役（監査等委員）<br>株式会社アイモバイル社外取締役（監査等委員）                 |
| 木 村 勇 人   | 取締役<br>監査等委員   | 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業シニアパートナー                                                                                        |

- (注) 1. 取締役小林賢治氏、福島良典氏、西浦千栄子氏、石本忠次氏及び木村勇人氏は、社外取締役であります。
2. 当社は監査等委員会による監査等の実効性を高めるため、常勤の監査等委員を選定しております。
3. 当社は取締役小林賢治氏、福島良典氏、西浦千栄子氏、石本忠次氏及び木村勇人氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査等委員である取締役の西浦千栄子氏は、戸籍上の氏名は外山千栄子であります。職務上使用している氏名で表記しております。
5. 監査等委員である取締役の西浦千栄子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査等委員である取締役の石本忠次氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 監査等委員である取締役の木村勇人氏は、2025年10月29日に監査等委員である取締役に就任しております。
8. 監査等委員である取締役の木村勇人氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及びコンプライアンスに関する相当程度の知見を有しております。

(2) 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

1 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針にかかる事項

当社は、2026年7月24日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また取締役会は、当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等については、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

イ. 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同様。）の報酬等は、持続的な成長と社会的な存在価値及び中長期的な企業価値の向上に向けた活動に対して、取締役の意欲をより高め、かつ経営成績等に鑑み適切、公正なバランスの取れたものとするを基本方針とする。なお、取締役の報酬等は、金銭報酬（固定報酬及び賞与）並びに非金銭報酬（株式報酬）により構成されるものとし、基本方針に鑑みてその割合を決定する。

ロ. 金銭報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の固定報酬は、毎月一定額を現金で支給する。個人別の固定報酬の額は、役位、職責、中長期的な企業価値及び株主価値向上への貢献度に応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定する。また、賞与の支給可否、支給時期及び支給額については、当社の業績、当社への貢献度及び職責等を総合的に勘案して決定する。賞与の算定指標となる業績指標については、他社動向を考慮しながら、経営成績等を反映するものとして適切な指標を総合的に勘案して決定する。

ハ. 非金銭報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役（その職責等に応じ、業務執行を行わない取締役も含む。）の株式報酬は、株式報酬型ストックオプション（権利行使時の払込金額を1株当たり1円とするもの）とし、原則として毎事業年度終了後に付与する。個人別の株式報酬の額は、役位、職責、中長期的な企業価値及び株主価値向上への貢献度に応じて、他社水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定する。

## 二、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の委任に関する事項

当社においては、取締役の個人別の報酬額に関しては、社外取締役が構成員の過半数を占める指名・報酬委員会で審議し、同委員会の答申を踏まえ取締役会決議により決定する。

## 2 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 役員区分                       | 報酬等の総額<br>(千円)     | 報酬等の種類別の総額（千円）     |          |                   | 役員の員数<br>(人) |
|----------------------------|--------------------|--------------------|----------|-------------------|--------------|
|                            |                    | 基本報酬               | 業績連動報酬等  | 非金銭報酬等            |              |
| 取締役（監査等委員を除く）<br>（うち社外取締役） | 83,046<br>(11,922) | 68,000<br>(6,750)  | -<br>(-) | 15,046<br>(5,172) | 6<br>(2)     |
| 監査等委員である取締役<br>（うち社外取締役）   | 18,350<br>(18,350) | 18,350<br>(18,350) | -<br>(-) | -<br>(-)          | 4<br>(4)     |

- (注) 1. 上記には、2025年10月29日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員を除く）1名及び監査等委員である取締役1名を含めております。なお、一部の取締役にによる2025年10月に実施の自主返納は、取締役報酬支給後の返納であるため上表の報酬額は自主返納前で記載しております。
2. 取締役（監査等委員である取締役を除く）の金銭報酬の額は、2023年10月27日開催の定時株主総会において、年額200,000千円以内（うち社外取締役分は年額100,000千円以内）、ストック・オプションとしての報酬等の額は同株主総会で年額50,000千円以内（うち社外取締役分は年額20,000千円以内）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名（うち、社外取締役は3名）です。
3. 監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2023年10月27日開催の定時株主総会において、年額50,000千円以内、ストック・オプションとしての報酬等の額は同株主総会で年額12,500千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点での監査等委員である取締役の員数は、3名（うち、社外取締役は3名）です。
4. 非金銭報酬として、取締役（監査等委員である取締役を除く）に対し、株式報酬型ストック・オプションを付与しております。上記「非金銭報酬等」は、当事業年度に費用計上した金額を記載しております。但し、一部の取締役（監査等委員を除く）が、2026年7月31日付で自主放棄を行ったストック・オプションにかかる影響額は含まれていません。

### (3)責任限定契約の内容の概要

社外取締役小林賢治氏、福島良典氏、監査等委員である社外取締役西浦千栄子氏、石本忠次氏及び木村勇人氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

### (4)役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び子会社の取締役、監査役及び執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間

で締結し、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について、補填することとしております。ただし、法令違反の行為のあることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

## (5) 社外役員に関する事項

### 1 重要な兼職先と当社との関係

取締役小林賢治氏は、ラクスル株式会社社外取締役、シニフィアン株式会社代表取締役、株式会社gumi社外取締役（監査等委員）であります。当社と兼職先との間に重要な取引その他の特別の関係はありません。

取締役福島良典氏は、株式会社LayerXの代表取締役CEOであります。当社と兼職先との間に重要な取引その他の特別の関係はありません。

取締役（監査等委員）西浦千栄子氏は、西浦公認会計士事務所代表、S&Nパートナーズ法律会計事務所顧問、株式会社NSD社外監査役であります。当社と兼職先との間に重要な取引その他の特別の関係はありません。

取締役（監査等委員）石本忠次氏は、株式会社メンターキャピタルホールディングス代表取締役、ユナイテッド株式会社社外取締役、ビジョナル株式会社社外取締役（監査等委員）、株式会社アイモバイル社外取締役（監査等委員）であります。当社と兼職先との間に重要な取引その他の特別の関係はありません。

取締役（監査等委員）木村勇人氏は、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業シニアパートナーであります。当社と兼職先との間に重要な取引その他の特別の関係はありません。

### 2 当事業年度における主な活動状況

| 区 分 | 氏 名     | 主な活動状況                                                                                                                                                           |
|-----|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 小 林 賢 治 | 当事業年度開催の取締役会17回の全てに出席し、議長を務め、議案・審議等につき必要な発言を行っております。<br>また、事業運営及びコーポレート・ガバナンス両面での豊富な経験を有し、幅広い成長ステージにおける経営判断やリスク管理に携わった実績を持つことから、当社の経営に關して的確な助言及び業務執行の監督を行っております。 |
| 取締役 | 福 島 良 典 | 当事業年度開催の取締役会17回の全てに出席し、議案・審議等につき必要な発言を行っております。<br>また、エンジニアとしてコンピュータサイエンスや機械学習への深い見識を持ち、かつ、上場企業経営者として豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社の経営に關して的確な助言及び業務執行の監督を行っております。       |

| 区 分            | 氏 名     | 主な活動状況                                                                                                                     |
|----------------|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役<br>(監査等委員) | 西 浦 千栄子 | 当事業年度開催の取締役会17回及び監査等委員会16回の全てに出席し、議案・審議等につき必要な発言を行っております。<br>また、公認会計士としての財務及び会計に関する深い見識に基づき、客観的、中立的適切な立場から監査を行っております。      |
| 取締役<br>(監査等委員) | 石 本 忠 次 | 当事業年度開催の取締役会17回及び監査等委員会16回の全てに出席し、議案・審議等につき必要な発言を行っております。<br>また、税理士としての財務及び会計に関する深い見識に基づき、客観的、中立的適切な立場から監査を行っております。        |
| 取締役<br>(監査等委員) | 木 村 勇 人 | 2025年10月29日就任後開催の取締役会13回及び監査等委員会11回の全てに出席し、議案・審議等につき必要な発言を行っております。<br>また、弁護士としての企業法務に関する深い見識に基づき、客観的、中立的適切な立場から監査を行っております。 |

## 4. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

和泉監査法人

### (2) 報酬等の額

|                               | 支 払 額    |
|-------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額           | 25,600千円 |
| 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 25,600千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等について同意することが相当であるとの判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、和泉監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## 5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、財務体質の強化と事業拡大のための内部留保の充実を図ることが優先課題であると考えており、創業以来配当を行っておりません。現在は成長過程にあると考えていることから、経営基盤の安定化を図るために内部留保を充実させ、事業拡大、事業効率化のために投資を行い、企業価値向上を図ることが、株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

そのため、上記の方針に従い、当事業年度においても剰余金の配当の方針はございません。内部留保資金につきましては、事業拡大を目的とした中長期的な事業原資として利用していく予定であります。

なお、A種種類株式につきましては、発行時に定められた種類株式発行要項に基づき、所定の金額の配当を実施いたします。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2026年7月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	5,790,025	流 動 負 債	3,480,154
現 金 及 び 預 金	1,687,367	買 掛 金	105,237
売掛金及び契約資産	102,513	短 期 借 入 金	1,645,402
販 売 用 不 動 産	2,905,595	1 年 内 償 還 予 定 の 社 債	41,000
仕掛販売用不動産	706,233	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	1,170,837
未 成 工 事 支 出 金	48,314	未 払 法 人 税 等	2,683
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	9,217	契 約 負 債	137,852
そ の 他	336,340	そ の 他	377,141
貸 倒 引 当 金	△5,557		
固 定 資 産	420,056	固 定 負 債	536,670
有 形 固 定 資 産	172,210	社 債	60,000
建 物 及 び 構 築 物	134,190	長 期 借 入 金	457,831
工 具 器 具 備 品	29,116	そ の 他	18,839
リ ー ス 資 産	8,902		
無 形 固 定 資 産	2,681	負 債 合 計	4,016,824
ソ フ ト ウ エ ア	2,681	(純資産の部)	
投資その他の資産	245,165	株 主 資 本	2,168,194
投 資 有 価 証 券	0	資 本 金	93,864
長 期 貸 付 金	37,509	資 本 剰 余 金	1,814,165
繰 延 税 金 資 産	84,021	利 益 剰 余 金	284,133
そ の 他	123,634	自 己 株 式	△23,968
		新 株 予 約 権	25,063
		純 資 産 合 計	2,193,258
資 産 合 計	6,210,082	負債・純資産合計	6,210,082

連 結 損 益 計 算 書

(2025年8月1日から
2026年7月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売上高			11,310,952
売上原価			7,416,688
売上総利益			3,894,263
販売費及び一般管理費			3,724,397
営業利益			169,866
営業外収益			
受取利息		3,874	
受取配当金		2	
受取手数料		1,866	
役員報酬返納額		1,500	
受取補助金		999	
その他		967	9,211
営業外費用			
支払利息		84,925	
社債利息		1,232	
株式交付費		5,961	
支払手数料		43,054	
支払補償金		4,013	
その他		1,726	140,913
経常利益			38,164
特別利益			
新株予約権戻入益		93,392	
固定資産売却益		426	
投資有価証券売却益		2,010	
受取保険金		10,000	
受取補償金		11,300	117,130
特別損失			
特別調査費用等		10,987	
減損損失		25,219	36,207
税金等調整前当期純利益			119,087
法人税、住民税及び事業税		3,555	
法人税等調整額		△11,897	△8,341
当期純利益			127,429
親会社株主に帰属する当期純利益			127,429

貸 借 対 照 表

(2026年7月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,904,979	流 動 負 債	931,168
現 金 及 び 預 金	901,744	買 掛 金	4,017
売 掛 金 及 び 契 約 資 産	100,071	短 期 借 入 金	250,002
販 売 用 不 動 産	60,646	1 年 内 償 還 予 定 の 社 債	41,000
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	317	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	270,037
前 払 費 用	88,165	未 払 金	208,746
短 期 貸 付 金	1,491,158	未 払 費 用	49,835
そ の 他	268,433	未 払 法 人 税 等	2,563
貸 倒 引 当 金	△5,557	未 払 消 費 税 等	78,820
		契 約 負 債	3,984
		預 り 金	20,100
		そ の 他	2,061
固 定 資 産	691,424	固 定 負 債	536,670
有 形 固 定 資 産	171,468	社 債	60,000
建 物	133,449	長 期 借 入 金	457,831
工 具 器 具 備 品	29,116	そ の 他	18,839
リ ー ス 資 産	8,902	負 債 合 計	1,467,838
投 資 そ の 他 の 資 産	519,955	(純 資 産 の 部)	
投 資 有 価 証 券	0	株 主 資 本	2,103,501
関 係 会 社 株 式	282,000	資 本 金	93,864
敷 金 及 び 保 証 金	109,791	資 本 剰 余 金	1,814,165
長 期 貸 付 金	37,509	資 本 準 備 金	93,864
長 期 前 払 費 用	6,502	そ の 他 資 本 剰 余 金	1,720,300
繰 延 税 金 資 産	84,021	利 益 剰 余 金	219,439
そ の 他	130	そ の 他 利 益 剰 余 金	219,439
		繰 越 利 益 剰 余 金	219,439
		自 己 株 式	△23,968
		新 株 予 約 権	25,063
		純 資 産 合 計	2,128,564
資 産 合 計	3,596,403	負 債 ・ 純 資 産 合 計	3,596,403

損 益 計 算 書

(2025年8月1日から
2026年7月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売上高			4,050,032
売上原価			801,701
売上総利益			3,248,330
販売費及び一般管理費			3,347,270
営業損失(△)			△98,940
営業外収益			
受取利息	73,889		
受取配当金	2		
受取手数料	216,484		
その他	2,294		292,670
営業外費用			
支払利息	27,814		
社債利息	1,232		
株式交付費	5,961		
支払手数料	1,338		
支払補償金	4,013		
その他	463		40,823
経常利益			152,906
特別利益			
新株予約権戻入益	93,392		
固定資産売却益	426		
投資有価証券売却益	2,010		
受取保険金	10,000		
受取補償金	11,300		117,130
特別損失			
特別調査費用等	10,987		
減損損失	25,219		36,207
税引前当期純利益			233,829
法人税、住民税及び事業税	2,905		
法人税等調整額	△23,888		△20,982
当期純利益			254,812

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年9月18日

株式会社ツクルバ
取締役会 御中

和泉監査法人

東京都新宿区

代 表 社 員	公認会計士	松 藤	悠
業 務 執 行 社 員			
業 務 執 行 社 員	公認会計士	秦	昌 幸

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ツクルバの2025年8月1日から2026年7月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ツクルバ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年9月18日

株式会社ツクルバ
取締役会 御中

和泉監査法人

東京都新宿区

代 表 社 員	公認会計士	松 藤	悠
業 務 執 行 社 員			
業 務 執 行 社 員	公認会計士	秦	昌 幸

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ツクルバの2025年8月1日から2026年7月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年8月1日から2026年7月31日までの第15期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- 1 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査等委員が子会社の監査役を兼務しており、当該子会社の重要な会議に出席するほか、当該子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業の報告を受けました。
- 2 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人と泉監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人と泉監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年9月24日

株式会社ツクルバ 監査等委員会

常勤監査等委員

西 浦 千 栄 子 ㊞

監査等委員

石 本 忠 次 ㊞

監査等委員

木 村 勇 人 ㊞

(注) 常勤監査等委員西浦千栄子、監査等委員石本忠次、監査等委員木村勇人は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少の件

1. 資本金及び資本準備金の額の減少の目的

今回の資本金及び資本準備金の額の減少は、今後の資本政策の機動性及び柔軟性を確保し、企業価値の向上を図ることを目的としております。

なお、本件は、「純資産の部」における勘定科目の振替処理であり、1株当たりの純資産額に変更を生じるものではありません。

2. 資本金の額の減少の要領

(1) 減少する資本金の額

当社の2026年9月14日現在の資本金の額95,420,538円のうち、85,420,538円を減少して、10,000,000円といたします。

なお、当社が発行している新株予約権が資本金の額の減少の効力発生日までに行使された場合、資本金の額及び減少後の資本金の額が変動いたします。

(2) 資本金の額の減少の内容

会社法第447条第1項の規定に基づき、発行済株式総数を変更することなく、資本金の額のみを減少し、減少額85,420,538円をその他資本剰余金に振り替えます。

3. 資本準備金の額の減少の要領

(1) 減少する資本準備金の額

当社の2026年9月14日現在の資本準備金の額95,420,536円のうち、85,420,536円を減少して、10,000,000円といたします。

なお、当社が発行している新株予約権が資本準備金の額の減少の効力発生日までに行使された場合、資本準備金の額及び減少後の資本準備金の額が変動いたします。

(2) 資本準備金の額の減少の内容

会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額のみを減少し、減少額85,420,536円をその他資本剰余金に振り替えます。

4. 資本金及び資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2026年12月1日（火）

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（5名）は本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名（うち社外取締役2名）の選任をお願いするものであります。

候補者の選定にあたっては、当社が任意で設置し、独立社外取締役が委員の過半数を占める指名・報酬委員会の審議・答申を経ております。

なお、本議案に関し、監査等委員会から特段の意見は出ておりません。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
1	のむらしゅんたろう 野村 駿太郎 (1985年10月5日)	2009年4月 株式会社コスモスインシア入社 2023年7月 当社入社 2023年8月 株式会社ツクルパボックス代表取締役 (現任) 2024年2月 当社執行役員 2025年5月 当社取締役 上級執行役員CRO 2025年9月 当社代表取締役CEO（現任）	普通株式 10,300株 A種種類株式 - 株
2	きた はら ひろ し 北原 寛司 (1983年12月19日)	2011年12月 株式会社コーポレートディレクション入社 2012年9月 デロイトトーマツコンサルティング合同 会社入社 2016年11月 当社入社 2018年5月 当社取締役C00兼経営企画室長 2023年7月 当社取締役CS0（現任）	普通株式 182,200株 A種種類株式 - 株
3	たけうちしん 竹内 真 (1978年7月5日)	2001年4月 富士ソフトABC株式会社（現富士ソフト 株式会社）入社 2007年3月 フリーランスとして独立 2013年1月 株式会社ビズリーチ取締役 2019年9月 一般社団法人日本CTO協会理事 2020年2月 ビジヨナル株式会社取締役CTO 2021年10月 当社社外取締役 2025年3月 株式会社メドレー取締役（現任） 2025年3月 トグルホールディングス株式会社社外取 締役（現任） 2025年5月 当社取締役（現任） 2025年11月 株式会社カウカモ工務店代表取締役（現 任） 2026年2月 株式会社K.M Design Studio代表取締役 社長（現任） 2026年7月 株式会社ベネッセスタイルケアグループ 社外取締役（現任）	普通株式 710,800株 A種種類株式 - 株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
4	こばやし けんじ 小林 賢 治 (1978年5月11日)	2005年4月 株式会社コーポレートディレクション入社 2009年4月 株式会社ディー・エヌ・エー入社 2011年6月 同社取締役 2015年6月 同社執行役員 2017年7月 シニフィアン株式会社代表取締役（現任） 2020年10月 ラクスル株式会社社外取締役（現任） 2023年10月 当社社外取締役（監査等委員） 2024年7月 株式会社gumi社外取締役（監査等委員）（現任） 2025年10月 当社社外取締役（現任）	普通株式 - 株 A種類株式 - 株
5	ふくしま よしのり 福 島 良 典 (1988年2月15日)	2012年11月 株式会社Gunosy創業、同社代表取締役 2013年11月 株式会社Gunosy代表取締役最高責任者 2018年12月 株式会社LayerX代表取締役CEO（現任） 2019年10月 当社社外取締役（現任） 2023年10月 株式会社progmart非常勤取締役（現任）	普通株式 72,600株 A種類株式 - 株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 野村駿太郎氏を取締役候補者とした理由は、不動産ディベロッパーにおいて最年少管理職の経験を経て、現在は、当社代表取締役CEOを務め、不動産・住宅流通業界において豊富な知識と経験を有しており、当社のさらなる経営体制の強化及び更なる事業成長に資するものと判断したためであります。
3. 北原寛司氏を取締役候補者とした理由は、大手コンサルティング会社を経て、現在は、当社取締役CSOを務め、当社の事業及び経営における豊富な知識と経験を有しており、当社のさらなる企業価値向上に資するものと判断したためであります。
4. 竹内真氏を取締役候補者とした理由は、テクノロジーに深い見識を持ち、かつ、成長著しいテクノロジー企業において、テクノロジー組織の立ち上げやテクノロジー企業経験者としての経験に基づく深く幅広い見識を有していることから、今後の当社の経営に関する的確な助言及び業務執行の監督を期待する存在であると判断したためであります。
5. 小林賢治氏、福島良典氏は社外取締役候補者であります。
6. 当社は、小林賢治氏、福島良典氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員として指定する予定です。
7. 小林賢治氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割は、取締役就任及び会社設立の経験から、経営者として豊富な経験・実績・見識を有しており、当社経営の推進及び強化を期待し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
8. 福島良典氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割は、エンジニアとしてコンピュータサイエンスや機械学習への深い見識を持ち、かつ、上場企業経営者として豊富な経験と幅広い見識を有していることから、今後の当社の経営に関する的確な助言及び業務執行の監督を期待して社外取締役としての選任をお願いするものであります。
9. 小林賢治氏、福島良典氏は、現在、当社の社外取締役であります。小林賢治氏の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって3年、福島良典氏の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって7年となります。
10. 当社は、現在小林賢治氏、福島良典氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。再任が承認された場合、当社は上記責任限定契約を継続する予定であります。
11. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、役員等としての職務の執行に関し責任を負うこ

と又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

12. 各候補者の所有する当社株式は、当期末（2026年7月31日）現在の株式数を記載しております。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第14期定時株主総会において補欠の監査等委員である取締役（監査等委員。以下、本議案において同じ。）に選任された坂下尚弥氏により、本総会開始の時をもって補欠監査等委員を辞退したい旨の申し出がありましたので、監査等委員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠の監査等委員1名の選任をお願いしたいと存じます。その任期は前任者の残存任期とします。

なお、本決議の効力は1年後の定時株主総会が開催される時までとします。また、本議案に基づく選任は、就任前に限り、監査等委員会の同意のうえ、取締役会の決議により取り消すことができるものとさせていただきます。

候補者の選定にあたっては、当社が任意で設置し、独立社外取締役が委員の過半数を占める指名・報酬委員会の審議・答申を経ております。

本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
やすはら あきこ 安原 有咲子 (1995年9月13日)	2022年4月 弁護士登録 2022年4月 稲葉総合法律事務所入所 2024年10月 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業入所 2025年10月 Atsumi&Sakai New York LLP出向 2026年8月 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業（現任）	普通株式 - 株 A種類株式 - 株

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 安原有咲子氏は監査等委員である社外取締役の補欠として選任するものであります。
3. 安原有咲子氏は監査等委員である社外取締役の補欠として選任する理由は、弁護士の資格及び実務経験を有しており、その専門知識と経験を生かした適正な監査を期待するとともに、より独立した立場から監査の実効性を確保するため監査等委員である取締役の補欠として選任するものであります。
4. 当社は、安原有咲子氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定です。
5. 安原有咲子氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約の締結を予定しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、役員等としての職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により補填することとしております。候補者は、監査等委員である社外取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以上

電子提供措置の開始日 2026年10月 5 日

**第15期定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)**

事業報告

会社の新株予約権等に関する事項
業務の適正を確保するための体制
業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書
連結注記表

計算書類

株主資本等変動計算書
個別注記表

(2025年 8 月 1 日から2026年 7 月31日まで)

株式会社ツクルバ

1. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日において当社役員が有する新株予約権の状況

名称	第17回新株予約権
新株予約権の数 当社社外取締役（監査等委員を除く）	54個
保有人数 当社社外取締役（監査等委員を除く）	2名
新株予約権の目的である株式の種類及び数 当社社外取締役（監査等委員を除く）	当社普通株式5,400株
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払込は要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権 1個当たり100円 (1株当たり 1円)
新株予約権の行使期間	2024年8月1日から 2030年10月31日まで

主な行使の条件：

- (1) 本新株予約権の割当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社のグループ会社の取締役、執行役、監査役、使用人、顧問または相談役の地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が権利行使資格を喪失した場合は、当社取締役会の決議に基づき、その喪失の日において行使可能であった新株予約権を行使することを認めることができるものとする。

名称	第20回新株予約権
新株予約権の数 当社社外取締役（監査等委員を除く）	33個
保有人数 当社社外取締役（監査等委員を除く）	1名
新株予約権の目的である株式の種類及び数 当社社外取締役（監査等委員を除く）	当社普通株式3,300株
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払込は要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権 1個当たり100円 (1株当たり 1円)
新株予約権の行使期間	2025年8月1日から 2031年10月31日まで

主な行使の条件：

- (1) 本新株予約権の割当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社のグループ会社の取締役、執行役、監査役、使用人、顧問または相談役の地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が権利行使資格を喪失した場合は、当社取締役会の決議に基づき、その喪失の日において行使可能であった新株予約権を行使することを認めることができるものとする。また、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

名称	第21回新株予約権
新株予約権の数	
当社取締役（監査等委員及び社外役員を除く）	42個
当社社外取締役（監査等委員を除く）	110個
保有人数	
当社取締役（監査等委員及び社外役員を除く）	1名
当社社外取締役（監査等委員を除く）	2名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	
当社取締役（監査等委員及び社外役員を除く）	当社普通株式4,200株
当社社外取締役（監査等委員を除く）	当社普通株式11,000株
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払込は要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり100円 （1株当たり 1円）
新株予約権の行使期間	2026年8月1日から 2032年10月31日まで

主な行使の条件：

(1) 本新株予約権の割当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社のグループ会社の取締役、執行役、監査役、使用人、顧問または相談役の地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が権利行使資格を喪失した場合は、当社取締役会の決議に基づき、その喪失の日において行使可能であった新株予約権を行使することを認めることができるものとする。また、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

(2) 当事業年度中に使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

2. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 1 法令、定款及び社会規範等の遵守を目的として「コンプライアンス規程」を定めるとともに、業務上必要な法令等についてはコンプライアンスリスクとして認識し、取締役及び使用人へ必要な啓蒙、教育活動を推進する。
 - 2 「内部通報規程」に基づき、外部の顧問弁護士等を通報窓口とする内部通報制度を制定し、不正行為等の防止及び早期発見を図る。
 - 3 監査等委員は「監査等委員会監査等基準」に基づき、独立した立場で取締役の職務執行状況について監査し、適法性に関する疑義を発見した場合は、その事実を指摘し改善するよう代表取締役及び取締役会に勧告するとともに、必要に応じてその行為の差止めを請求する。
 - 4 内部監査担当者は、「内部監査規程」に基づき、業務運営及び財産管理の実態を調査し、使用人の職務の執行が法令、定款及び当社規程に適合していることを確認の上、代表取締役に報告する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - 1 取締役は、「文書管理規程」に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査等委員は、必要に応じてこれらを閲覧できる。
 - 2 またデータ化された機密情報については、「情報管理規程」及び「個人情報保護規程」に従い適切なアクセス制限やパスワード管理、並びにバックアップ体制を敷くことで機密性の確保と逸失の防止に努める。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 1 当社はコーポレートリスクの適切な把握及び啓蒙を目的として「リスク管理規程」を制定し、想定されるリスクに応じた有事に備えるとともに、有事が発生した場合には、当該規程に従い迅速かつ適切に対応する。
 - 2 取締役会は、必要に応じて、リスク管理体制について見直しを行う。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 1 当社は毎月1回の定時取締役会を開催し、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督等を機動的に行うことで効率的な職務執行に努める。加えて、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
 - 2 当社は「職務権限規程」及び「職務分掌規程」に基づき担当取締役及び各部門長への権限の委譲を行うことで、迅速かつ効率的な意思決定を確保する。
- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 1 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
子会社の自主性を尊重しつつ、事業の状況に関する定期的な報告を受けるとともに、承認事項、協議事項、報告事項を明確にし、その執行状況をモニタリングする。
 - 2 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、子会社の経営に重大な影響を与える事態を把握した場合には、「リスク管理規程」に基づき適時適切に対応することにより、子会社の損害の拡大を防止し、これを最小限に止める。
 - 3 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 子会社は、職務執行に関する権限及び責任について、「職務権限規程」、「職務分掌規程」その他の社内規程において明文化し、業務を効率的に遂行する。
 - ② 当社は、子会社の業務運営状況について内部監査を実施し、子会社と協議の上、必要に応じて改善を図る。
 - 4 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社は「コンプライアンス規程」を策定し、子会社のコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。
 - ② 当社の内部監査担当者は、子会社の役職員の職務執行状況について、コンプライアンスの観点から内部監査を実施する。
- (6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び当該使用人への指示の実効性確保に関する事項
- 1 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査等委員と協議の上、必要に応じて監査等委員の職務を補助する使用人を配置する。
 - 2 当該補助使用人に対する監査等委員会からの指示については、取締役及び所属部門長からの指揮命令を受けないこととする。

- 3 当該補助使用人の人事異動、考課及び懲戒処分については監査等委員会の同意を得るものとする。
- (7) 取締役及び使用人が監査等委員に報告をするための体制、当該報告者が報告を理由に不利な扱いを受けないための体制及び監査等委員への報告に関する体制
- 1 取締役及び使用人は、会社に対し著しい損害を及ぼす恐れのある事実が発生する可能性が生じた場合若しくは発生した場合、又は、法令・定款に違反する重大な事実が発生する可能性が生じた場合は、その事実を監査等委員に遅滞なく報告する。
 - 2 取締役及び監査等委員は、定期・不定期を問わず、コンプライアンス及びリスク管理への取り組み状況その他経営上の課題についての情報交換を行い、取締役・監査等委員間の意思疎通を図るものとする。
 - 3 監査等委員は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席するとともに、監査業務の一環として取締役会議事録及び稟議書等の重要文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求めることができる。
 - 4 取締役及び使用人は、監査等委員に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査等委員の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。
 - 5 監査等委員は内部通報窓口であるコーポレート本部長及び顧問弁護士との情報交換を必要に応じて行い、重大なコンプライアンス上の懸念がある事象については、詳細な確認を行う。
 - 6 監査等委員に報告を行った取締役及び使用人について、代表取締役等の管理者は当該報告の事実を理由として不利益な取り扱いを行ってはならない。
- (8) 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員に報告をするための体制
- 1 子会社の取締役及び使用人は、法令及び規程に定められた事項のほか、当社の監査等委員から報告を求められた事項について速やかに当社の監査等委員に報告する。
 - 2 子会社の取締役及び使用人は、子会社に著しい損害を及ぼす事実又はそのおそれのある事実を把握した場合は、直ちに当社の子会社担当者に報告し、当社の子会社担当者は速やかに当社の監査等委員にその内容を報告する。

- 3 子会社は、法令・定款違反等を未然に防止する体制として内部通報制度を導入し、子会社における法令、定款、又は社内規程に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上の重大な問題に係る通報について、当社の監査等委員への適切な報告体制を確保する。
- (9) 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 1 監査等委員会監査に必要な費用については、毎期の予算策定時に監査等委員よりコーポレート部門に見込みを提示する。会社は、当該費用については会社運営上必要な経費として支給する。
 - 2 当該予算を超過する費用については、事前に監査等委員よりコーポレート部門宛に請求理由とともに申請し、必要な手続きを経た上で支給する。
 - 3 なお上記の支給方法は前払い・後払いのいずれの方法も可能とする。
- (10) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 1 取締役は、監査等委員が取締役会その他重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席できる環境を整備するとともに、内部監査担当者、会計監査人及び外部の専門家等と必要に応じて連携できる環境を構築する。
 - 2 監査等委員は会計監査人及び内部監査担当者と定期的に会合を持ち、各監査人の監査状況を共有し、効果的かつ効率的な監査の実施に努める。
- (11) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 当社は財務報告の信頼性確保のため、財務報告に係る内部統制システムの整備・構築を行い、その仕組みが有効かつ適切に機能することを定期的・継続的に評価するための体制を構築する。
- (12) 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況
- 1 当社は、反社会的勢力に対する毅然とした対応を取ること、反社会的勢力との一切の関係を拒絶することを「反社会的勢力排除に関する規程」に定め、全ての取締役及び監査等委員並びに使用人に周知徹底する。
 - 2 反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、顧問弁護士、警察等の外部専門機関と連携し、解決を図る体制を整備する。

3. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における、当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況は、以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務執行

当社は「取締役会規則」に基づき、原則として毎月1回取締役会を開催し、法令又は定款に定められた事項及び経営上重要な事項の決議を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。また、社外取締役が5名在籍しており、取締役会における当社取締役の職務執行の監督機能を強化しております。なお、当事業年度においては、取締役会を17回開催いたしました。

(2) コンプライアンス

当社が社会的信頼を確保し、さらなる発展を遂げるためには、全社的なコンプライアンス体制の強化及び推進が不可欠であると認識しております。そのため、当社において「コンプライアンス規程」を定め、その周知徹底を図りました。また、法令違反その他のコンプライアンスに関する社内相談・報告体制として「内部通報規程」を定め、その周知徹底を図りました。

(3) リスク管理

当社は、リスクの軽減及び損失の最小化を図るため、「リスク管理規程」、「反社会的勢力排除に関する規程」等を定めるほか、「リスク管理委員会」を設置し、全社的なリスク評価の実施や対応方針の策定を行うことで、リスク管理体制の強化に努めております。また、弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士等の外部専門家の助言を受けられる体制を整えており、問題となりうる事項の早期発見に努めております。なお、「内部監査規程」を定め、当社の内部監査担当者が関連部署を内部監査することで、リスク管理体制全般の適切性、有効性について問題がないことを確認いたしました。

(4) 監査等委員会の監査

監査等委員会は、「監査等委員会監査等基準」及び「内部統制システムに係る監査の実施基準」に従って、株主総会、取締役会に出席するほか、監査計画に基づき重要書類の閲覧、役職員への質問等の監査手続を通じて、経営に対する適正な監視を行いました。また、内部監査担当者及び会計監査人と綿密な連携をとり、監査の実効性と効率性の向上に努めました。

連結株主資本等変動計算書

(2025年8月1日から
2026年7月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当期首残高	14,698	1,680,772	156,703	△62,516	1,789,657
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	70,167	70,167			140,335
新株の発行 (新株予約権の行使)	8,999	8,999			17,998
剰余金(その他資本剰余金) の配当		△7,000			△7,000
親会社株主に 帰属する当期純利益			127,429		127,429
自己株式の処分		61,225		38,548	99,774
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	79,166	133,392	127,429	38,548	378,536
当期末残高	93,864	1,814,165	284,133	△23,968	2,168,194

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	そ の 有 価 証 差 額	そ の 他 利 益 合 計		
当期首残高	△3,274	△3,274	145,316	1,931,700
連結会計年度中の変動額				
新株の発行				140,335
新株の発行 (新株予約権の行使)				17,998
剰余金(その他資本剰余金) の配当				△7,000
親会社株主に 帰属する当期純利益				127,429
自己株式の処分				99,774
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	3,274	3,274	△120,252	△116,978
連結会計年度中の変動額合計	3,274	3,274	△120,252	261,558
当期末残高	—	—	25,063	2,193,258

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 2社
- ・ 連結子会社の名称 株式会社ツクルボックス
株式会社カウカモ工務店

当連結会計年度に株式会社カウカモ工務店を新設したことに伴い、連結の範囲に含めております。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの… 時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

市場価格のない株式等…………… 移動平均法による原価法

ロ. 棚卸資産

販売用不動産…………… 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

仕掛販売用不動産…………… 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

未成工事支出金…………… 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

原材料…………… 移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 及 び 構 築 物 8～15年

工 具 器 具 備 品 3～15年

ロ. 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

- ・貸倒引当金……………債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

cowcamo（カウカモ）事業

主にリノベーション住宅のオンライン流通プラットフォームcowcamoの運営を通じて、中古・リノベーション住宅の仲介及び販売を行っております。中古・リノベーション住宅の仲介及び販売は、主に顧客との媒介契約又は不動産売買契約に基づきサービスの提供が完了した時点で履行義務は充足されるため、その一時点で収益認識しております。

また、中古住宅等のリノベーション工事も請け負っております。中古住宅等のリノベーション工事では顧客との工事請負契約に基づき、工事を完成させる義務を負っております。当該履行義務は、工事期間がごく短いため、工事完了時点で収益認識しております。

⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

・ 繰延資産の処理方法

株式交付費……………支出時に全額費用として処理しております。

社債発行費……………支出時に全額費用として処理しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 販売用不動産及び仕掛販売用不動産の評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度
販売用不動産	2,905,595千円
仕掛販売用不動産	706,233千円
棚卸資産評価損	6,927千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

イ. 算出方法

当社グループでは、棚卸資産の評価に関する会計基準に従い、販売用不動産及び仕掛販売用不動産に係る収益性の低下等による期末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、当該正味売却価額をもって連結貸借対照表価額としております。

ロ. 主要な仮定

正味売却価額の算出に用いた主要な仮定は販売価格であり、近隣の取引事例や直近の販売実績などを考慮し算出しております。

ハ. 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

市況の変化、事業の進捗や販売の状況に応じて、正味売却価額が帳簿価額を下回った場合には、追加で評価損を計上する可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度
繰延税金資産	84,021千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

イ. 算出方法

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 2018年2月16日）に基づき、税務上の繰越欠損金及び将来減算一時差異のうち将来にわたり税金負担額を軽減することが認められる範囲で認識しております。

ロ. 主要な仮定

課税所得の見積りについては、将来の事業計画を基礎としており、主要な仮定は、売上計画の基礎となる将来の取引件数の増加及び手数料率の確保等になります。

ハ、翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

繰延税金資産の回収可能性は翌連結会計年度の課税所得の見積りに依存するため、翌連結会計年度の不確実な経済状況及び会社の経営状況の影響を受け、その見積額の前提条件や仮定に変更が生じた場合には、繰延税金資産の取り崩しに伴う法人税等調整額の計上により、翌連結会計年度の損益及び財政状態に重要な影響を与える可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産

① 担保に供している資産

販売用不動産	2,355,796千円
仕掛販売用不動産	327,014千円
計	2,682,810千円

② 担保に係る債務

短期借入金	1,395,400千円
1年内返済予定の長期借入金	900,800千円
計	2,296,200千円

(2)有形固定資産の減価償却累計額 101,110千円

(3) 当座貸越契約

当社の連結子会社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行と当座貸越契約を締結しております。当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残等は次のとおりであります。

当座貸越極度額	1,000,000千円
借入実行残高	627,500千円
差引額	372,500千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
普通株式(注)	11,715,200	343,000	—	12,058,200
A種種類株式	700	—	—	700
合計	11,715,900	343,000	—	12,058,900

(注) 普通株式の株式数の増加は、第三者割当増資による増加320,400株及び新株予約権の行使による増加22,600株であります。

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当の原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年9月12日 取締役会	A種種類 株式	その他 資本剰余金	7,000	10,000.00	2025年7月31日	2025年10月31日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の 種類	配当の原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年9月14日 取締役会	A種種類 株式	その他 資本剰余金	7,000	10,000.00	2026年7月31日	2026年10月30日

(3) 当連結会計年度末における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数 普通株式 20,050株

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金繰り計画に照らして、一時的な余資は流動性の高い金融商品等で運用し、主に運転資金を銀行借入、社債により調達しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主にオフィスの不動産賃貸借契約に基づく敷金及び営業取引先への保証金であり、契約先及び取引先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及びその他の金銭債務（社債・借入金を除く）は、概ね1年以内の支払期日であります。社債・借入金は、主に運転資金と販売用不動産の取得に係る資金調達を目的としたものであります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、販売管理規程に従い、営業債権について、管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、各営業担当者に入金状況を随時連絡しており、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ. 市場リスクの管理

長期借入金の金利変動リスクについては、分割返済などによりその影響を緩和するとともに、財務を所管する部門が金利変動状況を管理しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき財務を所管する部門が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、重要性が乏しいと認められるものは含めておらず、また、現金は注記を省略しております。預金、売掛金及び契約資産、買掛金、短期借入金、1年内償還予定の社債、1年内返済予定の長期借入金、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額と近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 社債	60,000	60,000	—
(2) 長期借入金	457,831	448,635	△9,195
負債計	517,831	508,635	△9,195

(注1) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,687,367	—	—	—
売掛金及び契約資産	102,513	—	—	—
合計	1,789,881	—	—	—

(注2) 社債及び長期借入金、その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
社債	41,000	30,000	30,000	—	—	—
長期借入金	1,170,837	222,975	161,204	69,030	4,622	—
合計	1,211,837	252,975	191,204	69,030	4,622	—

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品
該当事項はありません。

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	—	60,000	—	60,000
長期借入金	—	448,635	—	448,635
負債計	—	508,635	—	508,635

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

社債及び長期借入金

元利金の合計額と償還期限までの残存期間及び当社の信用リスクを加味した利率による割引現在価値法により時価を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

6. 賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	cowcamo (カウカモ) 事業
仲介・付帯サービス	3,281,521
自社企画商品	8,029,430
顧客との契約から生じる収益	11,310,952
その他の収益	－
外部顧客への売上高	11,310,952

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記(4)会計方針に関する事項 ④収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度末
顧客との契約から生じた債権	
売掛金	51,014
契約資産	51,498
契約負債	137,852

(注) 契約負債は、主に顧客から受け取った前受金に関するもので、サービスの提供について顧客の受け入れが得られた時点で、収益へと振替えられます。当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首の契約負債残高に含まれていた額は23,014千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループは、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	122円49銭
1株当たり当期純利益	10円99銭

9. 重要な後発事象に関する注記

(資金の借入)

当社の連結子会社である株式会社ツクルバボックスは、自社企画商品として開発することを目的とした不動産の仕入のための資金調達を目的として、財務上の特約が付された証書貸付極度契約を締結いたしました。

本契約の締結日	2026年8月3日
契約締結先の属性	株式会社千葉銀行
借入金の元本の上限	500百万円
本契約の取引期限	2027年8月3日
個別借入の取引期限	12ヶ月以内
資金使途	中古マンションの区分所有物件の購入資金
担保の内容	① 対象物件に対し、貸付人を単独第一順位とする抵当権 ② 当社（株式会社ツクルバ）の連帯保証
財務上の特約の内容	① 2026年7月決算期を初回とする各年度決算期の末日における連帯保証人の連結の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、2025年7月期又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の70%以上に維持すること ② 2026年7月決算期を初回とする各年度決算期の末日における連帯保証人の連結の損益計算書において、2期連続で経常利益の金額をマイナスとしないこと ③ 2026年7月決算期を初回とする各年度決算期の末日における借入人の単体の損益計算書及び単体の貸借対照表において、以下の計算式の基準が8を上回らないこと 基準値＝（貸借対照表上の販売用不動産と仕掛販売用不動産の合計）÷（損益計算書上の売上高合計÷12）

株主資本等変動計算書

(2025年8月1日から
2026年7月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
当期首残高	14,698	14,698	1,666,074	1,680,772
事業年度中の変動額				
新株の発行	70,167	70,167		70,167
新株の発行 (新株予約権の行使)	8,999	8,999		8,999
剰余金（その他資本剰余金） の配当			△7,000	△7,000
当期純利益				
自己株式の処分			61,225	61,225
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）				
事業年度中の変動額合計	79,166	79,166	54,225	133,392
当期末残高	93,864	93,864	1,720,300	1,814,165

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 計
	そ の 他 利 益 金	利 益 剰 余 金 計		
	剰 越 余 利 益 金			
当期首残高	△35,372	△35,372	△62,516	1,597,581
事業年度中の変動額				
新株の発行				140,335
新株の発行 (新株予約権の行使)				17,998
剰余金（その他資本剰余金） の配当				△7,000
当期純利益	254,812	254,812		254,812
自己株式の処分			38,548	99,774
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）				
事業年度中の変動額合計	254,812	254,812	38,548	505,919
当期末残高	219,439	219,439	△23,968	2,103,501

(単位：千円)

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△3,274	△3,274	145,316	1,739,623
事業年度中の変動額				
新株の発行				140,335
新株の発行 (新株予約権の行使)				17,998
剰余金(その他資本剰余金) の配当				△7,000
当期純利益				254,812
自己株式の処分				99,774
株主資本以外の項目の当期 変動額(純額)	3,274	3,274	△120,252	△116,978
事業年度中の変動額合計	3,274	3,274	△120,252	388,941
当期末残高	—	—	25,063	2,128,564

個別注記表

1. 重要な会計方針

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの… 時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

市場価格のない株式等…………… 移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産……………個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

仕掛販売用不動産……………個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

未成工事支出金……………個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

原材料……………移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建	物	8～15年
工	器具備品	3～15年

② リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金…………… 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

cowcamo（カウカモ）事業

主にリノベーション住宅のオンライン流通プラットフォームcowcamoの運営を通じて、中古・リノベーション住宅の仲介及び販売を行っております。中古・リノベーション住宅の仲介及び販売は、主に顧客との媒介契約又は不動産売買契約に基づきサービスの提供が完了した時点で履行義務は充足されるため、その一時点で収益認識しております。

また、中古住宅等のリノベーション工事も請け負っております。中古住宅等のリノベーション工事では顧客との工事請負契約に基づき、工事を完成させる義務を負っております。当該履行義務は、工事期間がごく短いため、工事完了時点で収益認識しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

・ 繰延資産の処理方法

株式交付費…………… 支出時に全額費用として処理しております。

社債発行費…………… 支出時に全額費用として処理しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 販売用不動産の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
販売用不動産	60,646千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表【2. 会計上の見積りに関する注記（1）販売用不動産及び仕掛販売用不動産の評価】に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
繰延税金資産	84,021千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表【2. 会計上の見積りに関する注記（2）繰延税金資産の回収可能性】に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(3) 関係会社投融資の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
関係会社株式 (うち、株式会社ツクルバボックス分)	282,000千円 (182,000千円)
短期貸付金 (うち、株式会社ツクルバボックス分)	1,491,158千円 (1,485,000千円)

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

イ. 算出方法

関係会社株式については、取得原価をもって貸借対照表価額とし、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときには、回復の可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、実質価額まで減損処理をすることとしております。

また、関係会社に対する貸付金については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を貸倒引当金として計上することとしております。

ロ. 主要な仮定

関係会社投融資の評価は、主に関係会社の販売用不動産の評価の影響を受けることから、見積の主要な仮定については「連結注記表【2. 会計上の見積りに関する注記（1）販売用不動産及び仕掛販売用不動産の評価】」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

ハ. 翌事業年度の計算書類に与える影響

関係会社の販売用不動産の評価により、関係会社の財政状態及び経営成績が悪化した場合には、関係会社株式の減損処理や貸倒引当金の計上が必要となり、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 101,102千円

(2) 保証債務

下記の関係会社の仕入債務について、保証を行っております。

株式会社ツクルバボックス 300千円

株式会社カウカモ工務店 13,952千円

下記の関係会社のクレジットカード利用残高について、保証を行っております。

株式会社ツクルバボックス 35千円

株式会社カウカモ工務店 163千円

下記の関係会社の金融機関からの借入金等に対して、保証を行っております。

株式会社ツクルバボックス 2,031,600千円

(3) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権 1,685,950千円

短期金銭債務 1,964千円

(4) 取締役に対する金銭債権債務

短期金銭債権 959千円

長期金銭債権 10,980千円

短期金銭債務 15千円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 89,511千円

売上原価 1,383千円

営業取引以外による取引高 285,689千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式(注)	335,709	—	207,000	128,709

(注) 普通株式の株式数の減少は、第三者割当による自己株式の処分による減少207,000株であります。

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業所税	2,102 千円
未払賞与	28,594 //
資産除去債務	8,505 //
減損損失	8,683 //
ソフトウェア	117,805 //
投資有価証券評価損	3,759 //
税務上の繰越欠損金	477,310 //
株式報酬費用	3,756 //
その他	10,698 //
繰延税金資産小計	661,216千円
評価性引当額	573,596 //
繰延税金資産合計	87,619千円

繰延税金負債

有形固定資産(除去費用)	3,597千円
繰延税金負債合計	3,597千円
繰延税金資産純額	84,021千円

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

(1) ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

(2) オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1 年内	168,907 千円
1 年超	131,724 //
合計	300,632 千円

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針 (4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の 名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
子会社	株式会社 ツクルバ ボックス	東京都 渋谷区	92,000	不動産の 売買・仲 介等	(所有) 直接 100.0	役員の兼任	資金の貸付 利息の受取 (注) 1	500,000 71,025	短期貸付金 未収収益	1,485,000 95,646
							業務受託 (注) 2	181,300	未収入金	46,314
							経費の 立替払い (注) 3	199,739	未収入金	43,614
						業務受託及 び委託	出向者給与等 の受取 (注) 4	34,344	未収入金	10,809
							債務保証 (注) 5	2,031,600	—	—
子会社	株式会社 カウカモ 工務店	東京都 渋谷区	50,000	マンショ ンのリノ ベーショ ン工事請 負業	(所有) 直接 100.0	役員の兼任 業務受託及 び委託	業務受託 (注) 2	68,919	売掛金 未収入金	29,611 23,100
							経費の 立替払い (注) 3	89,924	未収入金	47,488

取引条件及び取引条件の決定方針

(注) 1. 資金の貸付

資金の貸付に係る利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

2. 業務受託及び業務委託

業務受託料及び業務委託料については、両社協議の上決定しております。

3. 経費の立替払い

グループ会社の事業運営に係る各種経費の実際発生額を精算したものであります。

4. 出向者給与等の受取

出向者にかかる人件費は、出向元の給与等を基準に両社協議の上決定しております。

5. 借入金に対する債務保証

金融機関からの借入金につき、債務保証を行っております。なお、本債務保証行為に際し、保証料の受取は行っておりません。

(2) 役員及び主要株主（個人の場合に限る）等

種類	会社等の 名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
主要株主	村上浩輝	—	—	会社役員	(被所有) 直接 18.5 間接 9.8	債務被保証	借入金に対する 債務保証 (注) 1	108,846	—	—
						営業外取引	補償金の受取 (注) 2	11,300	受取補償金	—
役員	竹内真	—	—	当社 取締役	(被所有) 直接 6.0	—	自己株式の処 分 (注) 3	94,954	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針

(注) 1. 借入金に対する債務保証

当社は、銀行借入金に対して当社元代表取締役村上浩輝より債務保証を受けております。
なお、本債務保証行為に際し、保証料の支払いは行っておりません。

2. 補償金の受取

前事業年度及び当事業年度に計上した特別調査費用等の一部に対する求償に伴うものであります。求償方針及び求償範囲については取締役会にて決議されております。

3. 自己株式の処分

第三者割当てによる自己株式の処分は、当社の自己株式197,000株を譲渡したものであり、処分価額は2026年1月19日（取締役会決議日の直前営業日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値に基づいて決定しております。

10. 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	117円06銭
1 株当たり当期純利益	21円98銭

11. 重要な後発事象に関する注記

「連結注記表 9. 重要な後発事象に関する注記」に記載しているため、注記を省略しております。